

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第7条及び「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日付 金融庁告示第17号)」に基づき作成しています。

各開示項目は、以下のページに掲載しています。

全信組連の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第 69 条)	
<p>1. 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 事業の組織 12、40</p> <p>ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 41</p> <p>ハ 事務所の名称及び所在地 43</p> <p>ニ 信用協同組合代理業者に関する事項 44・45</p> <p> (1) 信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名</p> <p> (2) 信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所の名称</p> <p>2. 信用協同組合等の主要な事業の内容 30～38</p> <p>3. 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 直近の事業年度における事業の概況 50・51</p> <p>ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標</p> <p> (1) 経常収益</p> <p> (2) 経常利益又は経常損失</p> <p> (3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p> (4) 出資総額及び出資総口数</p> <p> (5) 純資産額</p> <p> (6) 総資産額</p> <p> (7) 預金積金残高</p> <p> (8) 貸出金残高</p> <p> (9) 有価証券残高</p> <p> (10) 単体自己資本比率</p> <p> (11) 出資に対する配当金</p> <p> (12) 職員数</p> <p>ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標</p> <p> (1) 主要な業務の状況を示す指標</p> <p> a. 業務粗利益及び業務粗利益率 59</p> <p> b. 資金運用収支、役員取引等収支 59</p> <p> 及びその他業務収支</p> <p> c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 59・60</p> <p> 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや</p> <p> d. 受取利息及び支払利息の増減 59</p> <p> e. 総資産経常利益率 60</p> <p> f. 総資産当期純利益率 60</p> <p> (2) 預金に関する指標</p> <p> a. 流動性預金、定期性預金、 61</p> <p> 譲渡性預金その他の預金の平均残高</p> <p> b. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び 61</p> <p> その他の区分ごとの定期預金の残高</p> <p> (3) 貸出金等に関する指標</p> <p> a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 62</p> <p> 割引手形の平均残高</p> <p> b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 62</p> <p> 貸出金の残高</p> <p> c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 63</p> <p> d. 使途別の貸出金残高 62</p> <p> e. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 63</p> <p> 総額に占める割合</p>	<p> f. 預貸率の期末値及び期中平均値 60</p> <p> (4) 有価証券に関する指標</p> <p> a. 商品有価証券の種類別の平均残高 64</p> <p> b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 64</p> <p> c. 有価証券の種類別の平均残高 64</p> <p> d. 預証率の期末値及び期中平均値 60</p> <p>4. 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理体制 19～25</p> <p>ロ 法令遵守の体制 14・15</p> <p>ハ 信用協同組合等の中小企業等協同組合法9条の9 17</p> <p> の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>5. 信用協同組合等の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 52～58</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 26・27</p> <p> (1) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p> (2) 延滞債権に該当する貸出金</p> <p> (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金</p> <p> (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</p> <p>ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が 103・104</p> <p> 別に定める事項</p> <p>ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 65～67</p> <p> 時価及び評価損益</p> <p> (1) 有価証券</p> <p> (2) 金銭の信託</p> <p> (3) 第41条第1項第5号に掲げる取引</p> <p>ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 75</p> <p>ヘ 貸出金償却の額 76</p> <p>ト 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 58</p>
全信組連及び子会社等の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第 70 条)	
<p>1. 信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 主要な事業の内容及び組織の構成 48</p> <p>ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項 48</p> <p> (1) 名称</p> <p> (2) 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p> (3) 資本金又は出資金</p> <p> (4) 事業の内容</p> <p> (5) 設立年月日</p> <p> (6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合</p> <p> (7) 信用協同組合等の子会社等以外の子会社等が保有する当該子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合</p> <p>2. 主要な業務に関する事項</p> <p>イ 直近の事業年度における事業の概況 80</p> <p>ロ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p>	

(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 包括利益	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 連結自己資本比率	
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	82～89
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	81
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	103～105
ニ 2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	80

**資産の査定の基準
(金融再生法施行規則第4条)**

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26・27
2. 危険債権	26・27
3. 要管理債権	26・27
4. 正常債権	26・27

**自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
(平成19年3月23日付金融庁告示第17号)**

● 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	48、80
イ 連結グループに属する会社と連結の範囲に含まれる会社との相違点	
ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	
ハ 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等	
ニ 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社	
ホ 協金法第4条の2第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社又は協金法第4条の4第1項第6号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第7号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社	
ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	
2. 自己資本調達手段の概要	18、81

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項	20
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	21
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	24
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	24
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	
ハ 証券化取引に関する会計方針	
ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	23
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	25
10. 金利リスクに関する次に掲げる事項	21・22
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	

● 定量的な開示事項(単体)

1. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	72
イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	
(1) 出資金及び資本剰余金	
(2) 利益剰余金	
(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの	
(4) 自己資本比率告示第13条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	
(5) 自己資本比率告示第13条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	
ロ 自己資本比率告示第14条に定める補完的項目の額	
ハ 自己資本比率告示第15条に定める控除項目の額	
ニ 自己資本の額	
2. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	73
ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次に掲げる手法ごとの額	73
ハ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	72
ニ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額	73

開示項目一覧

4パーセントを乗じた額	ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
3. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳… 74	ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の… 74 額及び地域別・業種別の内訳	8. 金利リスクに関して内部管理上使用した …… 22 金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び… 75 地域別・業種別又は取引相手の別の内訳	● 定量的な開示事項（連結）
ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外… 75 債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額	1. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに… 80 掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の 所要自己資本を下回った会社
ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 …… 76	2. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項 …… 90
ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減… 76 手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本 比率告示第15条第1項第2号及び第5号の規定に より資本控除した額	イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
4. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 …… 76	（1）出資金及び資本剰余金
イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー の額	（2）利益剰余金
ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用された エクスポージャーの額	（3）連結子法人等の少数株主持分の合計額
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の …… 24、77 取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	（4）基本的項目の額のうち（1）から（3）までに該当し ないもの
イ 与信相当額の算出に用いる方式	（5）自己資本比率告示第4条第1項第1号から第4号 までの規定により基本的項目から控除した額
ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに 限る。）の合計額	（6）自己資本比率告示第4条第1項第5号の規定に より基本的項目から控除した額
ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する 前の与信相当額	ロ 自己資本比率告示第5条に定める補完的項目の額
ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額 からハに掲げる額を差し引いた額	ハ 自己資本比率告示第6条に定める控除項目の額
ホ 担保の種類別の額	ニ 自己資本の額
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した 後の与信相当額	3. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ の想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、 かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び… 91 次に掲げるポートフォリオごとの額
チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いて いるクレジット・デリバティブの想定元本額	ロ オペレーショナル・リスクに対する所要 …… 91 自己資本の額及びこのうち次に掲げる手法ごとの額
6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項… 77	ハ 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第2条の… 90 算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに 関する次に掲げる事項	ニ 自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に… 91 4パーセントを乗じた額
ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項	4. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に 関する次に掲げる事項
（1）保有する証券化エクスポージャーの額及び 主な原資産の種類別の内訳	イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳… 92
（2）保有する証券化エクスポージャーの適切な数の リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己 資本の額	ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の… 92 額及び主な種類別の内訳
（3）自己資本比率告示第223条の規定により自己 資本から控除した証券化エクスポージャーの 額及び主な原資産の種類別の内訳	ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び… 93 地域別・業種別又は取引相手の別の内訳
（4）自己資本比率告示附則第13条の適用により算出 される信用リスク・アセットの額	ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定… 93 海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する… 78 次に掲げる事項	ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 …… 94
イ 貸借対照表計上額、時価及び上場・非上場別の 貸借対照表計上額	ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手… 94 法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比 率告示第6条第1項第3号及び第6号の規定により 資本控除した額
	5. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 …… 94
	イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー の額

- ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用された
エクスポージャーの額
- 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 24、95
取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
 - イ 与信相当額の算出に用いる方式
 - ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに
限る。）の合計額
 - ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する
前の与信相当額
 - ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額
からハに掲げる額を差し引いた額
 - ホ 担保の種類別の額
 - ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の与信相当額
 - ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
の想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、
かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
 - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いて
いるクレジット・デリバティブの想定元本額
- 7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 95
 - イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項
 - ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する

- 次に掲げる事項
 - (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び
主な原資産の種類別の内訳
 - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数の
リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要
自己資本の額
 - (3) 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己
資本から控除した証券化エクスポージャーの
額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (4) 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算
出される信用リスク・アセットの額
- 8. 出資等又は株式等エクスポージャーに 96
関する次に掲げる事項
 - イ 連結貸借対照表計上額、時価及び上場株式等エク
スポージャーの該当・非該当別の額
 - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却
に伴う損益の額
 - ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書
で認識されない評価損益の額
 - ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない
評価損益の額
- 9. 金利リスクに関して内部管理上使用した 22
金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

全信組連ホームページ



<http://www.zenshinkumiren.jp>